

札幌市汚染土壌処理施設の立地に関する配慮基準

平成 22 年 1 月 19 日 環境局長決裁

（目的）

第 1 条 この基準は、札幌市汚染土壌処理施設設置等指導要綱（以下「指導要綱」という。）

第 3 条第 2 項の規定により、汚染土壌処理施設の立地に関する配慮基準を定めるものである。

（定義）

第 2 条 この基準における用語の意義は、指導要綱第 2 条に定めるところによる。

（周辺地下水及び河川への配慮）

第 3 条 排水を生ずる汚染土壌処理施設を設置する場合は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （１）水道水源区域（原水の取水地点に限定せず、取水に影響を及ぼすと判断できる範囲を含む区域）を含んでいないこと。
 - （２）汚染土壌処理施設による周辺地下水及び河川等への影響のおそれがある場合には、防止策を講ずること。
- ２ 排水を生じない汚染土壌処理施設を設置する場合は、汚染土壌処理施設の設置による周辺地下水及び河川等への影響が無いことを確認していることとする。

（自然環境への配慮）

第 4 条 汚染土壌処理施設設置場所及びその周辺の自然環境等について配慮するものとする。

（地形及び地質に関する配慮）

第 5 条 汚染土壌処理施設設置場所の地形及び地質については、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （１）汚染土壌処理施設設置場所が、施設の設置に適した安全な地形であること。
- （２）汚染土壌処理施設設置場所の地質断面図並びに地下水の水位及び流向を確認していること。
- （３）汚染土壌処理施設設置場所が軟弱な地層である場合、又は埋立処理施設等の大規模な処理施設を設置する場合は、地質調査を行い、安全対策を講ずること。

(公益的施設への配慮)

第 6 条 公益的施設 (学校、医療施設、老人ホーム、保育所又は幼稚園等) の敷地境界から汚染土壌処理施設設置場所の敷地境界までの距離は、原則として屋内施設の場合は 100 メートル以上、屋外施設の場合は 500 メートル以上あることとする。

(市街化区域に立地する場合の住居地域対策)

第 7 条 市街化区域に汚染土壌処理施設を立地する場合は、「工業専用地域」、「工業地域」又は「準工業地域のうち地区計画又は特別用途地区により住宅の建築が制限されている地域」であることとする。

(市街化調整区域に立地する場合の住居地域対策)

第 8 条 市街化調整区域に汚染土壌処理施設を立地する場合は、概ね 20 戸以上の住宅が建ち並んでいる既存集落及び第 7 条に規定する地域を除く市街化区域との境界から 100 メートル以上あることとする。

2 「市街化調整区域の保全と活用の方針 (平成 18 年 3 月 29 日市長決裁)」の別表 1 に掲げる「保全すべき土地」を原則として含まないこととする。

(処理施設の集中対策)

第 9 条 他の汚染土壌処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置状況を勘案して、処理施設が集中的に設置されることを極力避けるよう配慮するものとする。

(搬入経路に関する配慮)

第 10 条 汚染土壌処理施設への搬入経路については、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 汚染土壌処理施設設置場所への搬入道路として事業規模に応じた適切な幅員及び構造の道路が利用できること。
- (2) 汚染土壌の運搬車両の通行により、付近住民等の安全及び利便を阻害するおそれのない搬入道路が確保できること。
- (3) 搬入道路は、アスファルトコンクリート舗装等により、運搬車両による振動及び粉じんの発生防止並びに雨水排除ができること。
- (4) 交通渋滞の防止について十分配慮されていること。
- (5) (1) から (4) までの事項について、道路管理者等と必要な協議が済んでいること。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。